



福島県の災害廃棄物等の処理進捗 状況についての総点検

平成25年9月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

- 福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況について、全体像を踏まえた総点検を実施。
- 特に、対策地域内廃棄物の処理(国直轄処理)については、現行計画の処理目標(平成26年3月)までの終了が困難な状況であるが、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還の妨げになる廃棄物*を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標としつつ、早急な処理を実施。
- 仮置場や仮設処理施設の立地場所が確保できている場合には、具体的な処理目標を設定して処理を進めるとともに、調整中の場合には、早期の同意取得に全力を尽くすこととし、確保され次第、市町村の状況に応じて処理目標を設定。

現行の対策地域内廃棄物の処理目標

- 対策地域内廃棄物処理計画において、災害廃棄物について以下の目標を設定。
- 沿岸部の市町における国直轄処理については、空間線量率が特に高い地域を除き、それぞれの市町の区域内での仮置場の確保を前提として、平成24年度内を目途に災害廃棄物を仮置場へ搬入。
- 内陸部の市町村については、要解体建物等の状況を把握した上で、当該自治体と調整しつつ処理。
- 上記について、平成26年3月末までに処理を終了。

対策地域内廃棄物の処理進捗状況

- 仮置場が確保できたところから順次搬入を実施。これまで、4市町村の全域又は一部地域において仮置場を確保し、搬入作業中(1市について仮置場を設置せずに処理中)。
- 上記のほかは、仮置場や仮設処理施設の立地場所の確保のための地元調整等を実施中。区域見直し時期、廃棄物量等について、市町村ごとに大きな差が生じたことにより、進捗に差が生じている。
- 処理目標(平成26年3月末)までの終了は困難な状況。

今後の処理の進め方

基本的な考え方

各市町村において帰還の妨げにならないよう処理を加速化。

市町村ごとの処理目標

- 帰還の妨げとなる廃棄物の撤去**・・・仮置場が確保されている場合は、平成25年度内に帰還の妨げにならないよう廃棄物の撤去・仮置場への搬入を完了。仮置場の確保に向けて調整中の場合は、早期の同意取得を目指すとともに、搬入完了時期の目標を年内を目途に個別に設定し、対策地域内廃棄物処理計画に反映。
- 仮置場搬入後の処理**・・・処理施設の立地場所が確保できている場合は、平成25年度内の着工、平成26年度内の処理開始、処理開始後概ね2～3年以内に処理完了。

処理の加速化・円滑化のための施策

- 福島環境再生事務所における、仮置場や仮設処理施設等に係る調整・事業実施体制の強化。
- 災害廃棄物処理の一環として、長期避難により荒廃した生活環境保全上の支障が生じている家屋を解体撤去の対象に追加。
- 仮置場や仮設処理施設に関する地域住民の安全・安心の確保のために、更なるリスクコミュニケーションの促進。

* 帰還の妨げになる廃棄物は、具体的には、帰還する地域周辺の災害廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ、特に緊急性の高い損壊家屋の解体に伴う廃棄物等を想定。

現行の対策地域内廃棄物処理計画について 背景

現行の対策地域内廃棄物処理計画では、

- 沿岸部の市町については、空間線量率が特に高い地域を除き、それぞれの市町の区域内での仮置場の確保を前提として、平成24年度内を目途に災害廃棄物を仮置場へ搬入、
- 内陸部の市町村については、要解体建物等の状況を把握した上で、当該自治体と調整しつつ、処理を行うこととし、平成26年3月末までの処理を目指すという目標を設定。

当初の想定

- 避難指示区域の見直しは、“平成24年3月末を一つの目途として、新たな区域設定を目指す。”としていた
- 仮置場や仮設処理施設の設置場所確保の速やかな進捗を仮定
- 災害廃棄物以外の家の片付けごみ等が大量に発生することは想定されていなかった

現行の対策地域内廃棄物の処理方針

- 空間線量率が特に高い地域を除き、平成26年3月末までに処理を完了することを目指す
- 帰還困難区域については、除染事業の検証を踏まえて処理目標を検討

◎対策地域内廃棄物処理計画（平成24年6月策定） 抜粋

3. 対策地域内廃棄物処理計画の目標

(1) 災害廃棄物

沿岸部の市町においては、空間線量率が特に高い地域（年間50 ミリシーベルト以上を目安とする。）を除き、それぞれの市町の区域内での仮置場の確保を前提として、平成24年度内を目途に災害廃棄物を仮置場へ搬入する。内陸部の市町村については、要解体建物等の状況を把握した上で、当該自治体と調整しつつ、処理を行う。

これらについては、平成26年3月末までの処理を目指すものとするが、この目標については、除染廃棄物の処理の状況を踏まえ、適宜見直すこととする。

空間線量率が特に高い地域に分布している災害廃棄物については、廃棄物自体の放射能濃度も高い。廃棄物処理に従事する作業者の安全確保等の点にかんがみ、これらの地域における今後の除染事業の検証を踏まえて処理目標を検討する。

対策地域内廃棄物処理(国直轄処理)の進捗状況

仮置場が確保できたところから順次搬入を実施。これまで、4市町村の全域又は一部地域において仮置場を確保し、搬入作業中(うち1町では、災害廃棄物(津波がれき)の搬入が完了、1村では、家の片付けごみの搬入が概ね完了)。

	区域 見直し	仮置場		仮設処理施設
		同意取得状況	搬入状況*	同意取得状況
沿岸 自治体	南相馬市	H24/4	同意取得済み(8か所) 災害廃棄物、片付けごみ一部搬入中 (25年度内の搬入完了を目標、一部は 26年度にずれ込む見込み)	地元調整中
	浪江町	H25/4	同意取得済み(1か所) その他地元調整中	片付けごみ一部搬入中 地元調整中
	双葉町	H25/5	地元調整中	未搬入 帰還困難区域における処理方針を踏まえて検討
	大熊町	H24/12	同意取得済み(1か所)	未搬入 (25年度内の搬入完了を目標) 帰還困難区域における処理方針を踏まえて検討
	富岡町	H25/3	一部同意取得済み その他地元調整中	未搬入 地元調整中
	檜葉町	H24/8	同意取得済み(5か所)	災害廃棄物の搬入完了、片付けごみ 一部搬入中 (25年度内の搬入完了を目標) 候補地選定中
内陸 自治体	飯館村	H24/7	地元調整中	未搬入 同意取得済み(25年度内の施設建設着工を目標) /地元調整中
	川俣町	H25/8	地元調整中	未搬入 処理方針検討中
	葛尾村	H25/3	地元調整中	未搬入 地元調整中
	田村市	H24/4	設置しない方針(直接、既存 の処理施設に搬入中)	片付けごみ搬入中 設置しない方針(既存の処理施設にて処理中)
	川内村	H24/4	同意取得済み(1か所)	家の片付けごみの搬入一通り完了 (25年度内の搬入完了を目標) 同意取得済み (25年度内の施設建設着工を目標)

* 搬入完了時期は、帰還する地域周辺の災害廃棄物(津波がれき)の撤去、家の片付けごみの一通りの収集、特に緊急性が高い損壊家屋の解体・撤去を完了する目標を示す。 4

対策地域内廃棄物処理の点検結果

様々な事情により、処理の遅れや市町村ごとの進捗に差が生じている。これまでの経験を踏まえた今後の課題への対処や、除染や復興施策との連携の重要性が増大。

現状の評価

下記のような様々な事情があったことから、処理の遅れや市町村ごとに進捗に差が生じている。

処理の遅れや市町村ごとに進捗に差が生じた原因

- 区域見直しに時間を要したケースあり
- 市町村ごとの廃棄物量の大きな差
- 仮置場や仮設処理施設の立地場所の確保に時間を要した
- 安心の確保のための情報の不足
- 空間線量率の高い地域の存在
- 既存処理施設、処理事業者の活用の可否
- 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の経験不足 等

これまでの経験を踏まえた今後の課題

- 市町村ごとの事情に応じた処理方針の検討
- 仮置場や仮設処理施設の立地場所の早期の確保
- 安心の確保のための情報の充実
- 帰還の妨げになる廃棄物の計画的かつ速やかな撤去
- 処理事業の迅速化・効率化

除染や復興施策との連携

- 除染事業との連携による、仮置場や仮設処理施設の立地場所の一体的な確保や、効率的な処理の実施
- 帰還見込み時期を設定した地域についてはこれを踏まえた処理の実施

今後の対策地域内廃棄物処理の進め方

国が直轄処理を行う避難区域の災害廃棄物等については、早急な処理が重要であるが、とりわけ避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標として進めていく。

基本的な考え方

【対象地域と対象廃棄物】

- 円滑な帰還を支援する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象に、帰還に向けての具体的な計画とその進捗を十分踏まえつつ、帰還の妨げになる廃棄物の速やかな撤去を計画的に進める。
- 対象廃棄物としては、準備段階を含めた帰還の妨げになる廃棄物を優先することとし、具体的には、帰還する地域周辺の災害廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ、特に緊急性の高い損壊家屋の解体に伴う廃棄物等を優先する。
- 帰還困難区域については、今後の線量低減の見通しを見極めつつ、処理方針について検討する。

【帰還の妨げとなる廃棄物の撤去目標】

- すでに仮置場が確保されている場合には、平成25年度内に帰還の妨げになる廃棄物の撤去・仮置場への搬入を完了することを目標とする。
- 仮置場の確保に向けて調整中の場合には、早期の同意取得に全力を尽くすこととし、仮置場が確保され次第、市町村毎の状況に応じて、帰還の妨げになる廃棄物の撤去・仮置場への搬入完了時期の目標を年内を目途に個別に設定し、対策地域内廃棄物処理計画に反映する。

【仮置場搬入後の処理の実施】

- 可燃物の処理施設(仮設焼却炉等)については、すでに立地場所が確保できている場合には、平成25年度内の着工、平成26年度内の処理開始を目指し、処理開始後概ね2～3年以内の処理完了を見込む。
- 立地場所が調整中の場合には、早期の同意取得に全力を尽くすこととし、立地場所が確保され次第、市町村の状況に応じて、処理のスケジュールを個別に設定する。
- 処理後の焼却灰や不燃残渣(放射性物質濃度が10万Bq/kg以下)については、既存の管理型処分場において埋立処分することとし、受入の調整ができ次第、順次搬出する。なお、放射性物質濃度が10万Bq/kgを超えるものについては、中間貯蔵施設において貯蔵することとし、受入の調整ができ次第、搬出する。

処理の加速化・円滑化のための施策

【点検結果】これまでの経験を踏まえ、市町村ごとの事情に応じた処理方針の検討が必要。その際、仮置場や仮設処理施設の立地場所の早期の確保を図ったうえで、帰還の妨げになる廃棄物の計画的かつ速やかな撤去を優先的に実施。また、処理事業の迅速化・効率化が必要。



- 市町村との更なる連携の強化。
- 福島環境再生事務所における事業実施体制の強化。
- 除染事業との連携による、仮置場や仮設処理施設の立地場所の一体的な確保や、効率的な処理の推進。
- 仮置場や仮設処理施設に関する地域住民の安全・安心の確保のために、処理の進捗状況や仮置場の状況等について、分かりやすく情報提供するなど、更なるリスクコミュニケーションの促進。
- 仮置場や仮設処理施設の立地場所の確保後、帰還の妨げになる廃棄物の計画的かつ速やかな撤去の優先的な実施（優先順位の付与、処理目標の設定）。
- これまでの先行的な処理事業における経験を踏まえ、作業手順の改善や経験を他の市町村で横展開することによる、処理業務の迅速化・効率化。
- 損壊家屋の解体について、災害廃棄物処理の一環として、解体撤去を実施しているが、長期の避難により荒廃が進み、生活環境保全上の支障が生じている被災家屋（その家屋が居住出来る状態となっているか否かではなく、周囲の生活環境に差しさわりを与えている場合を想定）を、市町村の確認を得て解体撤去する対象に追加し、その具体的な要件を策定。

避難区域外における処理スケジュールについて

- 避難区域外では、一部国による代行処理を活用しつつ、市町村による災害廃棄物等の処理が行われている。具体的には、沿岸市町のうち新地町、相馬市、旧警戒区域を除く南相馬市、広野町及びいわき市並びに避難区域外の内陸市町村が該当する。
- 一部平成26年3月末までの処理完了が困難であることから、現時点の処理見通しを踏まえつつ、改めて目標を示す。



- 災害廃棄物等の撤去・仮置場への搬入は、市町村独自に実施しており、平成25年度内の完了を目標とする。
- 市町村独自で実施している搬入後の処理についても、平成25年度末までの処理を可能な限り進めることとし、災害廃棄物発生量の多い一部地域については、平成26年度のできるだけ早期の処理完了を目標とする。
- 国の代行処理は、新地町、相馬市、南相馬市(予定)及び広野町を対象に、仮置場に搬入された後の可燃物の減容化処理を行うものであり、仮設処理施設の立地場所の状況や同意取得の状況に応じて、できるだけ早期の処理完了を目指す(新地町、相馬市については平成25年度内完了)。